

新旧対照表

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

新							旧								
別表第9（第33条、第37条関係） 公共用水域に排出される排水の規制基準(1) 事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 (単位 mg /)							別表第9（第33条、第37条関係） 公共用水域に排出される排水の規制基準(1) 事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 (単位 mg /)								
物質の種類	区分	甲水域				乙水域及び海域		物質の種類	区分	甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域						水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合		新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
トリクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	トリクロロエチレン		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 (略)							備考 (略)								
別表第17（第93条の2関係） 環境汚染の原因物質及び基準値							別表第17（第93条の2関係） 環境汚染の原因物質及び基準値								
1 媒体別分類							1 媒体別分類								
(1) (略)							(1) (略)								
(2) 水質							(2) 水質								
物質	基準値		測定方法				物質	基準値		測定方法					
(略)	(略)		(略)				(略)	(略)		(略)					
トリクロロエチレン	0.01mg/ 以下		同				トリクロロエチレン	0.03mg/ 以下		同					
(略)	(略)		(略)				(略)	(略)		(略)					
備考 (略)							備考 (略)								

新			旧		
(3) 地下水			(3) 地下水		
物質	基準値	測定方法	物質	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トリクロロエチレン	0.01mg/以下	同	トリクロロエチレン	0.03mg/以下	同
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
2 (略)			2 (略)		
別表第18 (第93条の5 関係)			別表第18 (第93条の5 関係)		
地下水の水質の浄化基準			地下水の水質の浄化基準		
特定有害物質の種類	基準値		特定有害物質の種類	基準値	
(略)	(略)		(略)	(略)	
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム		トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム	
(略)	(略)		(略)	(略)	
備考 (略)			備考 (略)		